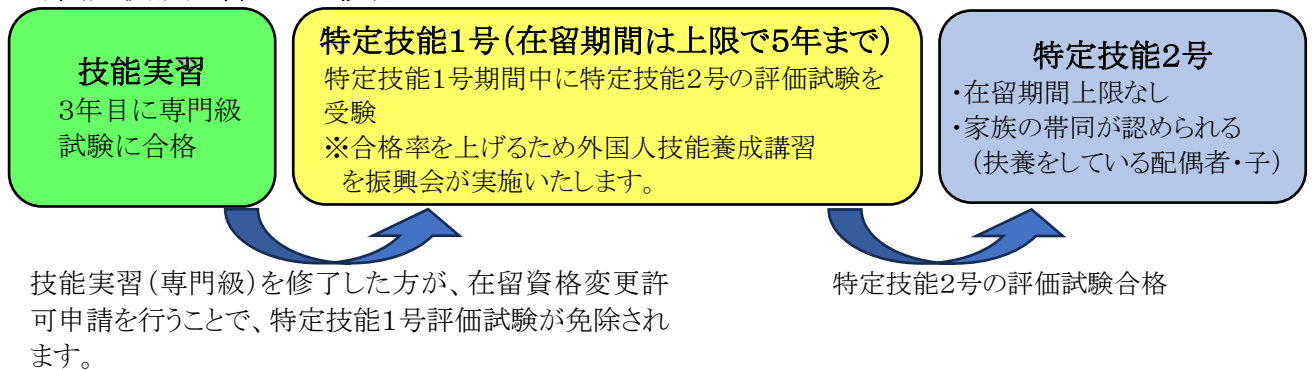


特定技能2号への移行について

特定技能2号への移行については、特定技能2号評価試験の合格が必須となっており、受験の前日までに認証工場において自動車の分解・点検・調整等の整備作業の実務経験を3年以上有し、満17歳以上で受験可能となっています。

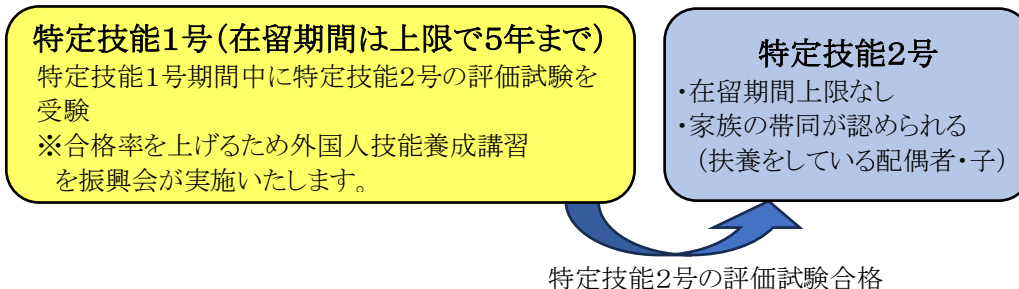
また、愛知県では4会場(名古屋栄、名古屋駅前、岡崎、豊橋)で、いつでも受験可能(再試験は試験日の翌日から数えて30日間の待機が必要)となっています。

1. 外国人技能実習からの移行



2. 特定技能1号からの移行

特定技能1号の評価試験に合格又は3級自動車整備士資格有り



3. 就労(整備士資格無し)からの移行

整備士資格の無い外国人の方は、就労中に特定技能2号の評価試験を受験し合格する必要があります。

4. 就労(2級自動車整備士資格有り)

2級自動車整備士資格を取得した外国人の方は、特定技能2号の評価試験受験が免除され、在留資格変更許可申請を行うことで、就労から特定技能2号への移行ができます。

なお、就労で引続き在留する場合、2級整備士資格のみでは、ステップアップとして整備主任者に選任することにより、在留期限上限なしで就労することができます。

5. 海外にいる外国人

母国へ帰国された外国人の方で、技能実習又は特定技能1号の在留期間中における実務経験が3年以上(満17歳以上)あれば、特定技能2号の評価試験を受験することが可能となります。

なお、現在、海外での試験は実施されていません。